

「多様な教育機会保障法案」の根本問題

2015年6月15日
公教育計画学会理事会

5月27日に「超党派フリースクール等議員連盟・夜間中学等義務教育拡充議員連盟」が議員立法として提案した「多様な教育機会保障法案」の骨子は、保護者と子どもが学校外での学びを希望すれば、条件付きでそれを義務教育とみなして経済的に支援するという内容である。だが、この法案は不十分な内容であるにも拘わらず今国会に提案されようとしている。

確かにこの「多様な教育機会保障法案」に関して、長年にわたり不登校の問題に関わってきたNPO法人の関係者、あるいは夜間中学校の問題に関わってきた人々から支持する意見が多数表明されている。公立の設置者主体を除き、不登校を支えてきた諸組織の多くがこれまで、財政的に受ける援助が少なく、多くが組織主宰者やスタッフのボランティア精神によって支えられてきたことから、今回の法案に一筋の光明を見る思いになることは十分に共感できる。

しかしながら、今回の「多様な教育機会保障法案」には、以下のような問題点がある。

1) 法案が言う「多様な教育機会」とは、何のためのそして誰のための「多様な教育機会」かが全く不明確である。「多様化」という耳触りのより言葉は、子どもや保護者にとっての福音なのか。「多様化」というスローガンを前提に展開する昨今の教育政策の目論見は、規制緩和であり、市場化の導入でしかなかったこと踏まえれば無批判に多様化を肯定できない。市場化の原理は、個人の選択を基軸にして、結果を常に自己責任に帰着させる論理である。今回の法案化の具体化には教育バウチャー制度の導入が意図されていることがその端的な証拠である。

2) 法案が想定している「個別学習計画」の作成と市町村教育委員会が認定し、学習の質の保証を前提に定期的に訪問し、助言とする制度構成に問題がある。「多様な教育機会」を謳いながら、実際には学習計画の立案や学校教育モデルを前提にして教育機会をとらえる発想でしかない。公権力を通して子どもの自由な学びを棄損し、制限するのであれば、それは多様な教育機会を保障することではないはずだ。

3) この法案は、今、ユネスコなどが展開している人権を基盤とした「万人のための教育 (Education for All)」の取り組みが、子どもたちを何らかの理由を付けて主流 (メインストリーム) の教育から排除 (エクスクルージョン) するのではなく、さまざまな違いのある子どもたちを包摂 (インクルージョン) することを原理とする方向性とは逆向きになっている。これでは、いま政権がすすめようとする教育制度の複線化を補完し、特別支援教育を強化することになる。

不登校の小中学生が10万人を超えた現実を考えれば、憲法第26条が規定する全ての子どもの教育を受ける権利を保障の在り方として、様々な子どもの学びや居場所を想定することは社会的な責務でもあるだろう。

だが、まず考えなければならないことは、不登校問題と裏腹の関係にある、障害のある

子どもたちを特別の場においやろうとする現在の主流の学校・教育そのものの在り方であろう。今の日本の競争主義の学力向上や画一的な学校文化を当たり前とする主流の学校教育が続くかぎり、不登校の子どもが減少することはないし、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶことは難しい。

さまざまな違いのある子どもたちが共に生き、学ぶこと（共同的关系性）と土台としながら、それぞれの子どもが自らに合う学びの場や居場所を見つけ出すことができるような教育の仕組みを考えていくことが必要なのではないか。

法案の審議が間近になってはいるが、私たちは以上の問題を含むこの法案の再考を求めたい。

とともに、不登校問題が抜き差しならなくなっている現状を前にして、人権とインクルージョンに基づく公教育や具体的な教育制度の在り方について、「就学義務」や「年齢主義・履修主義」を核とした日本の義務教育、その根底にある「親の監護権」の再検討を含め、早急に検討を進めていくことを私たちの課題としたい。